

県教育委員会と市町教育委員会との役割分担について (小中学校教員の人事、人事交流に関して)

1 県費負担教職員制度について

(1)概要 参考資料 1

(2)対象 (本県の場合)

市町立学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、学校栄養職員、事務職員

2 小中学校教員の人事について

県費負担教職員の任命権は都道府県教育委員会に属するが、これらの教職員は、市町村が設置する学校に勤務し、学校の管理者である市町村の教育委員会の管理権の下に職務に従事している。

このため、都道府県教育委員会がその任命権を行使するには、市町村の教育委員会の内申をまって、これらの教職員の任免その他の進退を行うこととされている。(地教行法第 38 条)

【手続きの流れ】

- ① 学校長が市町教育委員会へ人事に関して意見を申し出る。
- ② 市町教育委員会は県教育委員会へ人事の内申を行う。
- ③ 県教育委員会は市町教育委員会の内申をまって教職員の任命を行う。

3 県教育委員会と市町教育委員会の人事交流について

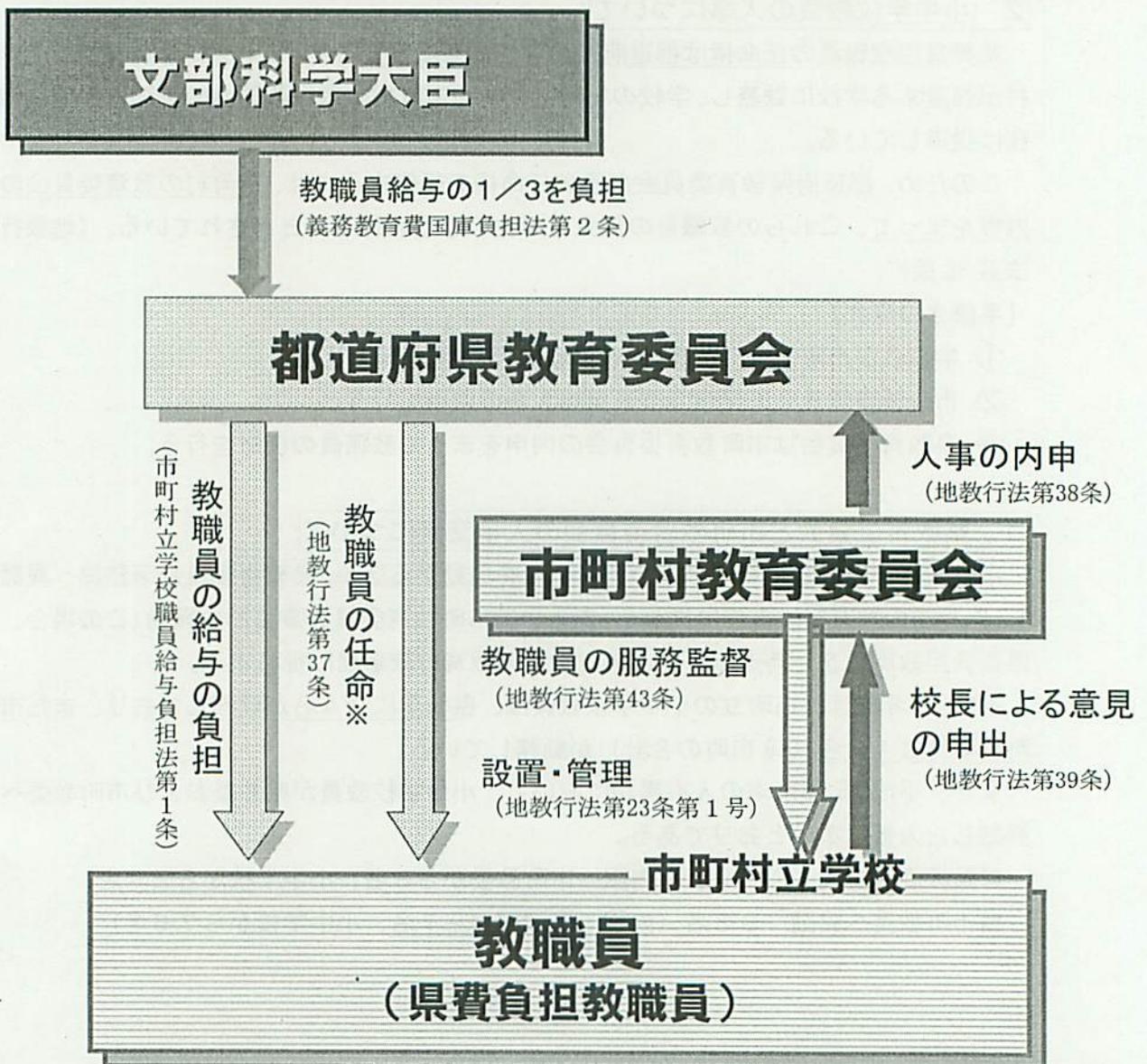
市町立の小中学校教員は小中の各学校間を異動するほか、県教育委員会事務局へ異動し、県教委の教育行政事務に従事し、あるいは市町教育委員会事務局へ異動(この場合、県費負担教職員を一時退職)し、市町教委の教育行政事務に従事する。

平成 26 年度は、市町立の小中学校教員は、県教委に 84 名が勤務しており、また市町教委に 245 名(19 市町の合計)が勤務している。

また、平成 25 年度末の人事異動において、小中学校教員が県教委および市町教委へ異動した人数は次のとおりである。

- 県教委へ異動 32 名(内訳 市町教委から 8 名、小中学校から 24 名)
- 市町教委へ異動 83 名(内訳 県教委から 7 名、小中学校から 76 名)

- ① 市町村立小・中学校等の教職員は市町村の職員であるが、その給与については都道府県の負担とし、給与水準の確保と一定水準の教職員の確保を図り、教育水準の維持向上を図る。
- ② 身分は市町村の職員としつつ、都道府県が人事を行うこととし、広く市町村をこえて人事を行うことにより、教職員の適正配置と人事交流を図る。



(注) 地教行法... 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

※例外として、政令指定都市は、自ら教職員の任命を行っている(給与は都道府県が負担)(地教行法第58条)